矢作川研究　No.17：9～24，2013

特集：矢作川環境誌としての枝下用水史

枝下用水を巡る人々―開削者を中心に―

Profiling people concerning Shidare Yousui excavation business: Chronicle of the early days

熊澤美弓

Miyu Kumazawa

要　約

現在，枝下用水受益地域においては，用水を象徴する人物として「西澤真蔵」が大きく取り上げられており，祭祀や教育現場においても扱われている．しかし，実際は西澤真蔵ひとりで用水を作ったのではなく，いくつもの世代にわたっての多くの人々の動き，政治的な関係，思惑，時には衝突を繰り返しながら少しずつ今日的な枝下用水が作り上げられてきた．象徴としての西澤真蔵に我々は目を奪われていたが，その背後には見え隠れしながらも明確なかたちを与えられていなかったもっと大きなものがあるのではないだろうか．

今後，資料調査や聞き取りを続ける中で，これまで西澤の影となって見えてこなかった部分に光が当てられ，単純に一地方の用水史ではなく，大きな時代のうねりのなかで編まれる地域の人々の歴史，そしてそこに寄り添うように構築されていく用水史が見えてくるのではないだろうか．

キーワード：枝下用水・開削・起業者・地域

1．はじめに

現在，枝下用水が流れる愛知県豊田市で行われている教育の現場では，西澤真蔵[1]が枝下用水の開削者・功労者として登場し，学芸会では劇として演じられることもあった．さらに，枝下用水の神社である枝下川神社[2]にも水神として祀られているほか，枝下用水受益地域では，毎年西澤講が開かれ，それぞれの地域において祭祀の対象とされている．

しかし，枝下用水は西澤真蔵ただ一人の力によって造られたわけではない．関係地域の村民，農業関係者，開削のやりとりでかかわった人々，さらに極端なことをいえば，業者や工事の作業員に至るまでの多くの人々が複雑にかかわりあっている．枝下用水を巡り，あるいは公益のため，あるいは私利のためといった様々な思惑や各自の立場，目的などから人々は時には協力し，時には反発しあいながら活動を行い，その結果として形作られたのが今日の「枝下用水」である．

これまでの研究では，西澤真蔵を枝下用水の象徴としてとりあげるものが多かったが，本稿では，西澤真蔵は柱のひとつとして扱いながらも，資料や新聞記事から見えてくる枝下用水をめぐる人々を多角的にとらえる．決して西澤真蔵ひとりのみに支えられているのではなく，むしろ多様な立場や目的を抱える人々によって編み上げられた枝下用水の歴史，そこから今まで語られなかった小史を浮かび上がらせ，枝下用水史に新たな光をあてることが本稿の目的である．

2．枝下用水開削までの道のり

枝下用水は，矢作川を水源とした農業用水路として開削された．矢作川は周辺の人々を潤すと同時に，度重なる洪水によって人々を苦しめていた．治水対策をうまく行った為政者は慕われており，例えば，寛文6（1666）年から三河代官を務めた鳥山牛之助精元[3]は精元堤と呼ばれる堤防や遊水地を造って治水に尽力した人物であるが，現在豊田市金谷町における西澤真蔵追弔会において，西澤真蔵と並んで祀られている．

枝下用水受益地域は，前述の通り，豊田市を北から南へ流れる矢作川を水源としているが，もともと矢作川の西側にあたる地域は台地であり，川よりも土地が高いために川の水を使うことができなかった．そのため，雨水

を溜めて使う溜池を米作りに利用していたが，旱魃などで溜池の水が減ると，すぐに水が枯渇してしまう不便さになやまされていた．

文政10（1827）年，都築弥厚[4]により用水路開削の計画が提出された．これは後の明治用水の基になる計画だが，提出時点では現在の枝下用水受益地域もその計画に含まれるものであった．しかし，矢作川の下流部は地形がなだらかであることに対して，枝下用水取水口のある中流部付近は土地の起伏も激しく，開削が困難であった．一説には，明治用水の取水口の川の川床が高くなったことで，わざわざ中流部に取入口をつくる必要性がなくなったともいう．どのような理由であるにせよ，都築弥厚の提出した当初の計画からは縮小され，現在の枝下用水受益地域はその計画の範囲外となったのである．これによって，枝下用水受益地域における用水開削は遅れ，溜池による灌漑が続くこととなった．

なお，明治用水の開削は都築の病没によって中断し，実際に開削が行われたのは都築の計画から50年程後の明治12（1879）年，岡本兵松[5]や伊与田與八郎[6]らの明治用水開削計画が提出されてからである．

3．枝下用水開削計画

それでは，こうして明治用水計画からはずれた地域の人々はどうしたか．明治10（1877）年頃から，矢作川中流部の越戸・花本・荒井の七人組[7]と呼ばれる人々が用水路工事を計画し，準備をはじめていた．つまり，計画に組み込まれないというなら，自分たちの手で用水を作り出そうという機運が高まったということである．これには，明治12（1879）年に提出された「越戸村水車設立一件書」にあるように，東京の三田製紙所が越戸村波岩に水車を設立しようとしていたこととも関係がある．越戸・花本・荒井の三ヶ村はこの水車新設計画を利用して，矢作川から水を得ようと考えたのであった．同年には，東京から渋沢栄一[8]の実地視察なども行われたようである．しかし，この話でも開削しようとした者たちは皆，結局財産を使い果たしてしまい，実現には至らなかった．

明治13（1880）年10月，名古屋・東京・丹羽郡といった枝下用水地域内外の実業家8名[9]によって，「矢作川分水用水開削願」が提出されているが，この事業も実現には至らなかった．このように，地元，あるいは地元外の実業家といった民間の様々な方面から要望が出つつも，なかなか枝下用水の開削は為されなかった．

明治15（1882）年，愛知県令であった国貞廉平は当時土木課長であった黒川治愿に対して枝下用水の計画指導を命じた．この用水工事に対して，地主総代たちから施工方法についてさまざまな要望が出された[10]うえで，翌年に工事が開始されたが，相次ぐ水害等により中断せざるを得なかった．明治16（1883）年には，12月17日付の文書として「西加茂郡西枝下村より新規用水路掘割の伺」が提出される．これは，用水路開削について，明治16年大旱魃に見舞われたことも受けて，たとえ工事出願者がいなかったとしても地域の人々は用水路の開削を望んでいることを示し，碧海郡分水料から出資をして試削をしたいこと，まずは一番工事が難しい西枝下村から越戸村間に用水路を作成し，その先は関係村の要望に応じて民費で開削すれば，三年の内に必ず完全な用水路になるであろうこと，さらにこれによって原野を開墾して物産を増やせるということを主張するものであった．これを受けて同年同月，愛知県は試みに「現今渡船場ヨリ上百三十八間斗リノ所」である西枝下村字平岩を水源として開削事業に着手する．資金面の問題等で開削はそれほど順調にはすすまなかったが，民間の出資と愛知県の監督の下，枝下用水の開削は進められていった．その後，明治17（1884）年には愛知県による援助が決まり，県と越戸・花本・荒井の三ヶ村の出資により，西枝下村から四郷村唐沢川までの用水工事が完成する．しかし，工事後に矢作川の大洪水がおきたことで完成した用水はことごとく破壊されてしまう．このため，愛知県は当時の水源地を廃棄し，明治18（1885）年に新たに渡船場より下手に水源地を移した．さらに矢作川と水路の高低差を埋めて円滑に水を得るために，取入口に牛枠の設置をすることとなったが，またしても水害のためにこの牛枠[11]が破壊されるなど，前途多難であった．

4．民間による開削―西澤真蔵―

用水路開削において，やはり最も問題となったのは資金繰りであった．枝下用水受益地域の開発の困難さにくわえて，繰り返される矢作川による水害も拍車をかけ，愛知県でも工費を捻出して工事を継続させることが難しくなってきた．

このような状況の中，明治19（1886）年，時田光介[12]・大倉直市郎[13]によって用水路自費開削許可願・工費償却のための官有原野払下許可願が当時の愛知県令である勝間田稔[14]あてに提出され，内務ならびに商務大臣の指令に基づいて工事施工の許可がなされた．その後，

明治20（1887）年10月に用水路自費開削等請書が県令あてに提出されるが，ここで登場するのが西澤真蔵である．現在では枝下用水の開削者として知られ，用水受益地域の人々からの信仰を受け西澤講での祭神となっている西澤であるが，その名前が枝下用水の歴史の中に出てくるのはここからであった．こうして枝下用水は時田光介，西澤真蔵，芝本元，村松嘉兵衛の4人によって開削が進められることとなり，同年11月，名古屋の時田光介宅に三河疏水事務所を開設，西澤は理事長となる．さらに同年12月24日付で県から指令がおりたため，枝下用水工事に正式に着手した．ここから，地域の地主総代たちと工事施工方法に関する取り決めを交わしながら工事は進んでいく．明治23（1890）年3月までに愛知県は直営工事をやめ，西澤・時田に工事を委任した．委任したとはいっても，まったくかかわらなくなったわけではない．明治25（1892）年，知事から工事を監督官庁の指揮で施工するよう指示が出ているほか，明治26（1893）年には知事から西澤へ分水開削の免許がおりている．さらに，用水路工事出来高と工事施行方法が相違してはいないかどうかを確かめるため，知事に対して証明願を提出している．このように，監督者としての愛知県は委任後も存在し続けていた．こうして県の指導を受けながら始まった用水開削工事だが，後に開削に加わった坂上有三も含めて，西澤真蔵以外はこの後用水工事から手を引いていった[15]．

ところで，明治19（1886）年の時点では大倉直市郎なる人物が時田光介とともに許可願を提出しているのにもかかわらず，資料の中では明治20（1887）年の請書の時に芝本元を代理人としていることをのぞいて，その後の用水開削のなかでまったく出てこないのはどういうわけか，代わりに名を連ねている人物は何者なのか．また，いくら西澤が三河に縁があり，当時時田光介が名古屋にいたとはいえ，どのようにして用水開削に誘われたのかということについてもこれまで疑問が残っていた．このことについて，少し長い文章になるが，謎をとく手がかりの一端となるであろう新聞記事をここで紹介したい．『扶桑新聞』[16]（扶桑新聞社，1893・1894）に掲載された新聞記事は，明治26・27年のものなので，西澤の加入当時に書かれたものではないことはご留意いただきたい．なお，以下すべての新聞記事についての句読点は，筆者が適宜補った．

枝下用水事件の顛末

西澤事件一たび起りてより衆目の集る所となりし枝下用水事件に就ては，既に屢々聞くがまゝに記載する所あるも，更に今其顛末を概括して読者諸君の一覧に便せんに，同用水理事長西澤真蔵氏と一方ならぬ交際ある代議士今井磯一郎氏，曾て或公会の席上に於て枝下用水の起源に就き一場の談話を為して曰く，日本全国に於て大工事と目せらるゝ明治用水の企業は碧海加茂幡豆の三郡にて一万町歩の灌漑に供し，国家公益の大事業たる事，今更喋々を待たざれども，此事業たる水源の加茂郡に取りては利益少きのみならず却つて弊害ありと云ふは，矢作川運輸の不便となり，明治用水々源以上の各村では舟の交通を妨げるが故にて，余等初め大苦情を県庁に持込みしに，時の土木課長黒川治愿氏云へるやう，何と申しても此大事業を中止する事は出来ぬが，成功の後は何とか工夫して舟の交通を自由に出来る様致すべしと．依て先づ一安心を為し居たるに，其成功に及ぶも右の工夫の付かぬより又々大苦情を持込みしに依り大金を抛つて水源に投じ，漸くにして一時苦情は治まりしも其後兎角苦情多き故，県庁にても殆ど持余し，何か西加茂に利益を与ふべき事業を起さゞれば到底此苦情は治まらざるべしとて，即ち遂に枝下用水工事を起す事となり，西枝下村より越戸村まで試掘せり．其費用は県庁が勧業費より支出せしものにて，這般の事は今日では県官にも知る者はあるまい云々と．此談話を以て，枝下用水の起源を略ぼ知り得べし．依て今より西澤氏が同用水工事理事長の肩書を得るに至りし顛末に説き入らん．

（扶桑新聞社，1893年12月27日）

枝下用水事件の顛末（承前）

今は愛媛県知事たりし勝間田稔氏が愛知県知事たりし頃，時田光介氏が同藩（山口県）の縁故を以て知事を便り来り，何か一事業を起したしと談じ込みたれば，知事は氏に向つて枝下用水工事の大利益ある所以を説きけるに，氏は坐に企業の念勃発して禁じ難きも，如何せん身に財産あるに非ず，又名誉もあるに非ざれば京大阪を尋ね廻り，終に江州愛知郡八木荘村の西澤真蔵氏を説立てて資本主とし芝元行元氏外一名を証人として茲に初めて枝下用水路の開掘を出願し得るの運びに至りぬ．而して氏は知事と格別の関係を有する者なれば，容易に其許可を受け請書と共に西澤氏所有の公債証書一万円を身元保証金として県庁へ差出したり．是を西澤氏が枝下用水理事長たるの起因とす．却説，此枝下用水の設計

書を見るに，加茂西枝下村より碧海郡竹村若薗村駒場村堤村和会村寿恵野村上野村の七箇村に灌漑し，官林溜池民有地等二千町歩の配水を為すに在りて，同用水を以て灌漑充分の溜池床地は官民有に論なく県庁へ引揚げ，企業者へ無料を以て下渡し，官有山林は悉く無代価て払下げ．民有係るものは一反歩三円の配水料を県庁より徴収して企業者の下渡す等，皆工費に酬ゆる為めなりとか．又水路は河底二間堤防六尺左右相当の勾配を設け，末流は西加茂郡土橋村より三支流となり，一は寿恵村上野村に通じ，一は駒場若園に通じ，竹村和会村は本澣流に属するなり．斯くて工事に着手せしが，其後時田西澤両氏の間に不和を生じ，互ひに相仇敵視し法廷に勝敗を争ふ事となり，曩きに無料下渡の官林は相当代価を附する事となり，続いて御礼局の有に属したれば勿論無料払下などの出来べくもあらず．依て県庁へ哀願して御料局へ照会を乞ひ，県庁にても一方ならぬ尽力を為したれど容易に志を達すること能はざるより，例の今井代議士に厚く云々して其結果実に県庁などの遠く及ばぬ価格を以て払下を得るに至り，立木だけ売却すれば土地代金は立ちどころに取戻せる事となりぬ．

（扶桑新聞社，1893年12月28日）

この記事は，西澤真蔵と昵懇であったとされる代議士今井磯一郎[17]が公会の席上でした談話をまとめ，さらに西澤真蔵が理事長となった経緯について述べているものである．記事冒頭の「西澤事件」というのは，枝下用水の土地の権利のことで時田が西澤を訴えた際に，西澤による控訴院と御料局の関係者への収賄疑惑が起き，全国紙や地方紙で「名古屋の収賄事件」として報道された一件のことをさしている．この記事では，開削までの県と地域の人々のやりとりが見られるほか，県知事であった勝間田稔の話に起業の念を起した時田が京大阪で金主を探して駆け回り，ついに西澤と出会い開削出願にこぎつけた[18]とされている．この記事に対して，時田光介から記事が事実と違うという見解と，訂正をもとめる文書が届いたため，年の明けた明治27（1894）年1月の記事として本文を掲載しているので，同様に全文をここにあげる．

扶桑新聞第壹千九百七十八号雑報枝下用水事件の顛末と題する項中（何か一事業を起したしと談じ込みたれば知事は氏に向つて云々の点）

枝下用水路は一旦起工の後，目的の半途にも至らずして久しく中絶しある事は友人坂上有三より偶々聞知し．先づ前の愛知県土木課長たりし黒川治愿氏に就き之れをたしかめたる上，其果たして坂上の言の如くなりしを信じ，茲に始めて起業の念を生じ，猶実地を巡検し起業の方針を定め，大坂に行きて友人芝本元と相謀り，当時大阪建築会社長たりし奈良県大和国添上郡柏木村大倉直一郎を会主に約し，明治十九年五月中大倉直一郎時田光介連署を以て愛知県知事に向つて起業の願書を呈し，仝廿年五月に至り官許を得るに及び，恰も大倉直一郎は一朝商事に失敗し大阪神戸の両商店一時に閉ぢざるを得ざる場合となりたる為め，早速起工するを得ざるを以て，空しく半歳を経過せり．爰に於て，芝本元は更に西澤真蔵に談じ承諾せしめ，西澤をして大倉の代金主として発起人の時田光介に引合せたるものにて，西澤真蔵は時田光介が最初より盟約したる金主にあらず．依て明治廿年十月起工するに臨み，所轄県へ対し奉呈したる請書の名義は，発起人時田光介を始めとして大倉直一郎代理芝本元西澤真蔵及び真蔵が身元保証として村松嘉兵衛亦加名し総て四名を以て請書を呈したるなり．

仝新聞仝号仝件項中（枝下用水の設計書を見るに以下灌漑の区及び工費に酬ゆる云云の点）

枝下用水路は，西加茂郡の西枝下村に起り御船，越戸，花本，四郷，梅ヶ坪，挙母，金谷，下市場，長興寺，今宝，等諸村に通ずるものを幹川となし挙母村より右に開通する枝川は同郡の土橋村を経て碧海郡竹村，若林，乙尾，八ツ橋，里村等に灌漑すべく，又挙母村より左に開通する枝川は碧海郡の大林村を過ぎて浪刈，及び鴛鴨，永覚新田，西田新田，和会，上野等の各村に達して明治用水に合す．此の幹枝三川は即ち大倉直一郎，西澤真蔵，時田光介等が愛知県知事の許可を得て起工したるものにて，是を第一工事と云．然るに元々愛知県の設計に依れば前に列記せし村落に止まらず梅ヶ坪村及び挙母村の二ヶ所より分水して西宮口及び碧海郡より，東境，逢見，駒場等の五ヶ村に通ぜしむる見込みなりしが，水量未だ充分ならざるより，第二の疏水工事は廃止に帰したり．貴社新聞雑報所載の堤村，駒場村の二ヶ村は，倶に第二着工事に属すべきものなりしも，単純開墾地として更に西澤真蔵時田光介両名へ許可與へられたるものなれば，明治廿一年度に於て許可を得たる山林原野及び無代価下附相成たる溜池床地并に

民有地へ配水料の如きは，皆工事費に酬ひられたるに相違なきも，同廿三年度に許可を蒙りたる山林原野の地所は総て単純開墾に充てられたるに止まり，工費の消却材料に與へられたるものに非ず．第一第二の区別有る既に前に記せる如し．而して第二開墾地は，先願者草刈隆一なる者より権利を譲与せられ随て時田，西澤両人の負担に帰したり．
右事実の廉々正誤被成下度此段御照会仕候也
明治廿七年一月二日
枝下疏水発起人
山口県　時田　光介印
（扶桑新聞社，1894年1月6日）

この記事に記されている時田からの訂正依頼によれば，坂上有三と芝本元はもともと時田の友人であり，坂上から枝下用水の工事が中断していることをきいていたこと，愛知県庁において黒川治愿に確認を取った上で参画しようと芝本と大阪に行き，当時大阪建築会社長であった奈良県大和国添上郡柏木村に住む「大倉直一郎」を会主として明治19（1886）年に大倉と時田の名で願書を提出したことがまずは見て取れる．さらに，大倉は商事に失敗して大阪神戸にあった商店を閉じなくてはならなくなったため，すぐに起工できずに，そのまま半年がすぎてしまったので，芝本元が西澤真蔵に談じて承諾させ，西澤を大倉の代金主として発起人の時田光介に引合せたものであること．したがって西澤真蔵は時田光介が最初から盟約した金主ではないこと，そのために起工するときに所轄県へ対して奉呈した請書の名義は発起人時田光介を始めとして大倉直一郎代理芝本元，西澤真蔵，西澤の身元保証人として村松嘉兵衛が加わっていると述べている．法廷で争っているさなかの当事者の話なので，公正な意見であるとは言い難い部分はあるが，これまで曖昧であった西澤真蔵の枝下用水加入の経緯，初めの開削願申請者と最終的な申請者の名前が違う理由の充分な説明になっているのではないだろうか．

このような経緯を経て枝下用水開削事業に参加し，理事長となった西澤であるが，豊田土地改良区[19]には開墾地の木を売った記録の記された『開墾地立木売帳』や，表紙に「西澤真蔵所有」と記載された地籍図綴などが所蔵されており，積極的に開削事業を行っていたことが分かる．また，資料の中には西澤の片腕となった鈴木三四郎[20]や，西澤とやりとりのあった地域の人々の名前が多く残されており，多くの人々が用水事業にかかわっていたことがここでも記録に残されている．

先程述べた西澤真蔵と時田光介との訴訟の他に，明治用水との争い，繰り返される自然災害による堤防や取入口の破壊とその修繕による資金繰りなどで工事は困難を極めたが，ついに明治23（1890）年，幹線と東井筋が通水し，同年8月3日には枝下用水路竣工祝賀式が開催[21]され，西澤は疏水発起人総代として答辞を述べている．また，同年の11月に，西澤は民権活動家の内藤魯一[22]の尽力によって，愛知県知事への面会も果たしている．

5．枝下用水起業権の譲渡―偕楽園，河村隆実―

枝下用水の幹線[23]と東井筋[24]の通水によって，灌漑地域の変換田・開墾田は飛躍的に伸び，これを受けて自分の田にも水を引きたいという要望が各地で起こることとなった[25]．しかし，用水開削工事は相次ぐ水害や災害によって様々な被害を受けた．たとえば，明治24（1891）年9月には風水害が愛知県を襲い，同年10月28日には濃尾地震[26]により石堤が大破している．このような災害に見舞われながらも，明治25（1892）年には中井筋[27]が竣工，さらに西井筋[28]開削願が提出される．西井筋についての許可が出されたため，この開削に取り組み，明治27（1894）年4月には西井筋が竣工，この時点で枝下用水の原型ができあがった．同時に枝下用水竣工を記念して枝下川神社が創建されるなど，少しずつではあるが，着実に枝下用水の開削は行われていた．また，用水ができた事によって不要になった溜池[29]について，その土地は開削者のものとなるという約定があったため，並行して溜池の廃却，権利委譲，開墾などが進められていった[30]．

しかし，前述の自然災害の被害を受けた用水の修繕などで費用はかさみ，資金難となった西澤は起業権を偕楽園[31]に一時的に委付することとなった．そのため，しばらくは用水開削及び管理については偕楽園が行っていた．その後，明治29（1896）年に西澤は再び枝下用水の権利を買い戻し，開削を更に進めるが，明治30（1897）年3月1日に死去する．用水事業については西澤の相続人である西澤徳太郎に受け継がれるが，同年12月に遺族によって用水の権利は東京士族である河村隆実[32]に三万円で売却された[33]．用水の権利を手に入れた河村は，明治32（1899）年枝下疏水開墾株式会社を設立し，取入口の修築，水路の拡幅改修実施等の用水事業に積極的に取り組んでいった．

6．明治用水との争い

ところで，はじめに述べたように，当初は枝下用水受益地域を開削地域に含む計画をたてていた明治用水だが，計画を変更したことによって取入口は矢作川の下流に設置されることとなった．枝下用水開削計画がたちあがると，新たな用水が自分たちの用水よりも上流に作られることで充分な水量が確保できなくなることを危惧し，枝下用水の工事が行われていた明治18（1885）年を始め，工事中止の嘆願書を繰り返し提出していた．しかし，明治用水からの嘆願は功を為さず，明治27（1894）年には前述の通り，枝下用水の原型が完成する．

こうなると，明治用水は矢作川の水が枝下用水に流れてしまうと自分たちの用水に充分な水が確保できないとして，取入口に設置された牛枠や蛇籠[34]などの導水のための工作物の撤去を愛知県に訴えた．このやりとりは繰り返し行われ，歴代の起業者たちはその対応に追われた．

たとえば，明治28（1895）年に権利を有していた偕楽園は取手工事の牛枠の撤去を県から命じられ，代替案として導水柵の設置を出願している．また，次に起業権を買い戻した西澤真蔵は，明治29（1896）年6月に取入口に牛枠を設置するが，すぐさま明治用水から撤去出願がなされた．これを受けて，同年7月12日，愛知県は西澤に対して牛枠の撤去命令を出すが，西澤が拒否したため，結局7月27日に愛知県が挙母警察署の立ち合いで撤去を実施した．このような攻防が枝下用水受益地域と明治用水受益地域の間で折々起きていたが，明治33（1900）年6月の旱魃によって矢作川の水量が減少したことで，互いの牛枠や堤防が破壊されるなどの規模の大きな紛争が勃発する．このような状況の中，明治32（1899）年11月27日に愛知県が河川取締規則[35]を発令したことによって，河川の工作物・施設は過去に設置したものであっても許可を受けなくてはならなくなったことを受けて，枝下用水側は明治33（1900）年7月1日に絵図面調製のうえ従来の工作物についての許可を出願する．しかし，これに対しての愛知県の対応は，1月19日付で出願された矢作川流水引用工作物施設について条件付きで一応の許可は与えるものの，その中身は許可された範囲外の枝下用水取入口に設置された牛枠などの一部取り払いを命令するというものであった．しかし，枝下用水側は，そもそも牛枠は明治18（1885）年に県庁の施設として矢作川を横断していたものを，起業者が下流の要望を受け入れて譲歩してある程度を残して撤去したものであり，これまでの起業者も勝手に設置したのではなく，ただこれまであるものについての修繕をしていただけであるとしてこれに反発，枝下用水と明治用水の紛争は遂に愛知県も巻き込んだ行政訴訟へもちこまれることとなった．

行政訴訟になったことで，実地臨検のために行政裁判所評定官等が東京から来る[36]等様々な検証も行われた．この様子を始め，紛争自体に関係地域の人民だけでなく，多くの人が興味を引かれたようで，『新愛知』[37]でも繰り返し報道がなされていた[38]．その間も再三愛知県からは撤去命令が出されていたようであるが，起業者である河村隆実は牛枠の撤去を行わなかったため，明治34（1901）年7月16日付で「明治三十四年第一号工作物除去戒告書」の送達書が出された．これは，明治33（1900）年7月7日付の命令書によって許可が出された猪子枠長18間3尺以外の，除却命令対象となっている工作物について，当文書の送付日（明治34年7月18日）から5日以内に除却しなければ愛知県庁自ら，あるいは第三者に委託して執行し，撤去費用を徴収するという，いわば強制執行の通知書であった．水を引き込むための牛枠などの工作物は，水害で流出することも多々あり，改修のための金銭的負担は大きかった．また，工作物の撤去は起業者の金銭的負担だけでなく，枝下用水を使って耕作をする地域の人々にとっては死活問題であった．このため，用水を管理していた枝下用水事務所や関係村民総代は期限まで何度も嘆願書の提出を行ったようである．最終的に行政執行法により，許可の降りた分を除いた牛枠が撤去されたが，撤去当日にはその様子を見ようと1000人を超える人々が押し寄せ，その為に警察官も100人単位で動員された．撤去についての一連の様子は，前述の『新愛知』でも連日のように報道されていた[39]．また，この事件は大きく人目を引いた様で，『朝日新聞』東京版でも1面に取り上げられるなどして紙面を賑わせていた[40]．

7．普通水利組合の成立まで

このような紛争の繰り返しを経て，受益地域の人々のなかから用水組合設立を求める声が大きくなった．つまり，用水の権利を組合で持ち，自分たちの水を自分たちで管理しようとしたのである．『新愛知』における新聞記事や，豊田土地改良区所蔵資料『枝下用水起業権譲受勧誘書』[41]，愛知県図書館蔵『枝下用水事件見聞記』[42]などから，様々な立場の人々から見た枝下用水普通水利組合成立の過程が浮かび上がってくる．

これによると，すでに明治34（1901）年8月の時点で

動きがあり，喜楽亭[43]で第1回協議が行われている．その後，同年9月10日には西加茂・碧海両郡総代が挙母町浄久寺[44]で集会・協議を開催，11月25日には西加茂郡長原田種澄[45]，碧海郡長高坂景顕[46]より話を受けた愛知県知事沖守固[47]から組合設立の話をされた河村隆実が事務所において配水委員を集め，法人化組織とするかどうかの回答を求めている．数日の猶予を経た後，郡長立会のもと出された結論は是であったようで，ここから用水の権利を買い取る為の交渉や，関係地の反別調べ，買取価格について等の話し合いがもたれた．特に，起業者側が提示した価格は15万円という大金であったため，論議の的となった．なかなか協議がまとまらないため，明治34（1901）年12月26日には挙母町樹木にあった陽龍寺[48]において，両郡関係村の古新田所有者が集会をしていたところに，西加茂郡長であった原田も出張し，その場にいた両郡委員60名に両郡8名ずつの全権委員を決めるように説諭している．それをうけて，その場で会議を開き，午後3時から午後9時まで，実に6時間かけて委員を選定した．さらに選定された委員は会議後挙母町へ場所を変え，当日欠席しながらも選定された委員を交えて買取価格を徹夜で協議した．この時選定された委員が，西加茂郡からは羽田與四郎（越戸），本多松三郎[49]（花本），太田正亮（梅ヶ坪），犬塚駒吉（挙母），神谷孫次郎[50]（挙母），矢頭鶴吉（下市場），木戸連之助（長興寺），須藤鶴次郎（土橋），碧海郡からは平野次郎（偕楽園），村上忠浄[51]（堤），岩月小四郎（竹村），清水縫四郎（駒場），酒井金太郎（和会），竹元常吉（若園），中野以祐（前橋），長谷川甚助（鴛鴨）であった．彼らが話し合った買取価格は河村側が提示した金額よりずっと低かったため，原田はあちらが提示した額より安く買い取るのは，将来的な利害を考えても良くないとして再三説得を試みるが，委員たちからは金額を変える気はないとして固辞され，仕方なく起業者代理である中野鐵蔵[52]を呼出し，金額を告げている．

このあとどのようなやりとりがあったのかは，現存する資料を見る限りでは定かではないが，明治35（1902）年1月12日，碧海郡長高坂景顕と西加茂郡長原田種澄を立会人として，河村隆実と両郡の選定委員との間において15万円で枝下用水にかかわる全権利をすべて譲渡するという契約が締結され，用水の権利の譲渡を受けた．そして，水利組合条例に基づき2月7日付の認可をもって枝下用水普通水利組合が成立した[53]．

しかし，この15万円という購入金額が波紋を呼ぶ．交渉を終えて各交渉委員は帰村して関係者への報告を為したが，16日午後5時頃に原田の元へ，西加茂郡選出代議士である浦野錠平[54]，愛知県会議員大岩勇夫[55]，挙母町長草野半[56]，西加茂郡会議員須賀鎌五郎の4名が出頭し面会を求めてきたため，応じたところ，土地所有者の一部が詳細も知らないままに不服を唱えていること，苦情を唱えて集会を方々で開いていること，それをふまえて，このまま組合成立を強行すれば大波乱が起きるのではないかということを聞かされる．ここで原田と面会をしたした4名はそのまま帰って行くが，その後大岩と浦野は反対運動に参加し，特に大岩は郡長排斥の陳情書を提出するため，岡崎停車場で反対者からの陳情書を受取りそのまま上京するなどの活動を行っている．さらに，大波乱が起きると危惧した通り，反対派は東京に代議士であった浦野がいることを足掛かりに，大蔵省・内務省へ陳情をしに上京し[57]，それを知った遂行派も上京して活動をするなどの衝突がおきた．さらに，反対派は交渉委員に対しての問責をはじめるが，その内容は段々エスカレートし，行政側から見れば誹謗中傷だけではなくもはや恫喝といえる域にまで達していたようである．また，面会の際警告された通り，反対派は反対活動のためにあちらこちらで集会を開き，あるいは遊説活動も行っていた．このうねりは大きく，総代人選挙の際には委員の安全のために警察官を動員する事態にまでなった．この事態を重く見た原田はあれこれ説諭を為そうとするが，人々の不満はおさまらず，その矛先は遂に郡長である原田自身にまで向けられていく．尾三自治同盟会が会の活動と称して各郡各地に政談演説会を開き，県政に対しての攻撃的演説を挙母地方でも行い，それについて町長である草野が周旋をしたとして原田が説諭したほか，用水の権利購入の際枝下用水総代等の関係者にも職務の一環として説諭活動を行っていたことも，人々の反感が向かいやすかった要因のひとつかもしれない．これが原因と断定はできないが，最終的に原田は更迭され，この地方を去っている．この「枝下用水事件」も一連の出来事が非常に大きく『新愛知』で取り上げられ，連日紙面を賑わしていた．このように，枝下用水普通水利組合は選定委員と河村が契約を締結，その後3月27日に，用水の管理者となる西加茂郡長と河村の代理である中野鐵蔵との間で用水授受に関する締結が結ばれ，これによって河村からの枝下用水事業の完全な権利譲渡が一応は成立したものの，人々の不満の前に数々の波乱が起き，一筋縄ではいかない事態となっており，沈静化するまでは更に時間がかかることとなった．

8．まとめ

以上の通り，開削から枝下用水普通水利組合ができるまでを見てきた．枝下用水の開削には，前史として，矢作川の度重なる洪水によって苦しむ人々，それを何とかしようと治水に尽力する鳥山牛之助精元のような為政者の姿があり，さらに豊かな水資源を得るために用水を求める人々の姿がある．その中で用水開削の計画を出した都築弥厚，その開削の困難さにより都築の計画から外れてしまった枝下用水地域がここで立ち現れてくる．水がほしい，しかし計画からは外れてしまった，ならば自分たちで水を得るしかないとして地域の人々が立ち上がる．これが七人組と呼ばれる人々であり，東京の三田製紙所の水車計画に重ねて水を得ようと活動をしたが，皆財産を使い果たし実現にはいたらなかった．その後，地域外の実業家も交えた人々が矢作川から分水してこようと計画をするが，これも実現されなかった．このような地域内外の人々の願いがありながらも，枝下用水の開削は進まずにいた．

続いてかかわってくるのは愛知県である．地域とのやり取りを行いながら開削工事に着手するものの，相次ぐ水害等で中断せざるを得なかった．明治17（1884）年には，県と地域の出資で西枝下村から四郷村唐沢村までの用水工事が成るのだが，これも水害でことごとく破壊されてしまうなど，矢作川の水害に苦しめられる結果に終わっている．こうした状況によって，資金繰りに行き詰ってきた愛知県だが，明治19（1886）年，時田光介・大倉直市郎による自費開削許可願が出された．もちろん，慈善事業ではなく，開墾地や溜池の払下げ，用水完成後の配水料の取得などの利益があってこその参画であるが，ここから民間に開削事業を委ねる動きが出て来た．その後，芝本元，村松嘉兵衛，坂上有三，西澤真蔵なども参画，西澤真蔵を理事長として積極的な枝下用水開削事業が行われた．しかし，順調に事業が完了したわけではない．利権をめぐる時田と西澤の訴訟問題，明治用水との争い，水害や地震といった災害による用水の破壊と修繕による資金繰りの問題などが次々と起きている．これらの苦難を乗り越え，枝下用水の幹線と東井筋が通水し，明治23（1890）年8月3日枝下用水路竣工祝賀式が開催された．その後も同様の困難に襲われながらも中井筋・西井筋を竣工，明治27（1894）年に現在の枝下用水の原型が作られ，同時に竣工を記念して枝下川神社が創建される．

しかし，これまでの開削者同様，やはり資金繰りに悩まされた西澤は偕楽園に権利を譲渡，偕楽園が枝下用水の管理を行った．ここで終ればそれまでなのだが，西澤は明治29（1896）年に枝下用水の起業権を買い戻し開削を進めることとなる．だが，明治30（1987）年3月に死去し，権利は相続人である西澤徳太郎に受け継がれる．受け継がれた権利だが，諸事情で権利は東京の士族であった河村隆実に売却，今度は河村が用水を管理することとなる．

これまでの流れの中で，名前があがった人々だけが用水の歴史を編んできたわけではない．たとえば土地のやり取り，水を巡るいざこざでかかわってくる多くの人々がいることを忘れてはいけない．西澤の頃から小さな諍いはあったが，とりわけ彼らが大きく出てくるのは，河村が起業権を持っていた時期に起きた牛枠騒動という事件である．同じ矢作川の上流と下流を水源とする明治用水との争いは行政や警察も巻き込み，この事件は各種新聞で大きく取り上げて報道された．これはその後の枝下用水普通水利組合設立の動きに繋がり，さらに地域の人々の活動も活発化する．人々は何度も集会を行い，交渉委員を選定したうえで河村との用水の権利譲受を成立させ，明治35（1902）年枝下用水普通水利組合を設立させる．しかし，この権利譲受の額で波乱が起きる．大蔵省・内務省といった国の機関まで巻き込み，反対派と推進派の諍いが起きるが，これは普通水利組合設立後まであとを引き，沈静化にはしばしの時が必要であった．

こうして見てみると，枝下用水といえば「西澤真蔵」と思われているが，それ以上に様々な人々のかかわりの中で編まれていく用水というものがあることがわかる．今日的な用水ができるまでには，本稿に列挙しきれない多くの人々がかかわっている．その無数の人々の中から，西澤真蔵が選ばれ，神格化され，枝下用水の象徴的存在として今日まで取り上げられているのである．しかし，実際には先程も述べたように，西澤の影に隠れてしまっている裏の功労者，あるいは無名の功労者が数多く存在し，それぞれの思惑や動き，繋がりによって枝下用水の歴史がつくられている．織物のように，縦糸と横糸が綺麗に組み合わさってできるものではなく，ある糸が思わぬところで全く別の糸とつながっていたり，変に絡み合ったりしているような，混沌とした中に生み出されていっているものである．また，人同士だけではなく，当時の社会の情勢，あるいは気候など様々な要因もかかわっているであろう．

また，これまで提示した資料やデータを見てみると，枝下用水を巡る人々は，起業家，行政，地元住民に大き

く大別できる．起業家についてだが，当時の知事と同じ出身等のコネを生かして参画し，利益がないことに気付いた時には脱退する者や，権利を購入しながらも自身は東京に居て支社に任せていた河村隆実のような者もいれば，初めこそ利益の為に参入しながらも，最後までやりとげるために尽力する者もいる．これまで枝下用水について書かれているものでは，西澤は後者であり，非常な困難や苦難に会いながらも，あきらめずに地域の人々のために財産を捨て私を犠牲にして用水の開墾に尽力した人物であり，だからこそ人々に感謝され水神として祀られることとなったとされており，自己犠牲の精神の強い人物と描かれているように感じられる．しかし，実際はどうであろうか．どんな人間にも，「内」と「外」の顔があり，光と影をもっているものである．たとえ，二面性がない人間であったとしても，受け取り手の立場や考え方が違えば発言ひとつとっても多様な解釈をされてしまう．この点から考えれば，西澤も例外ではない．もちろん，前述の通り地域の人々のためにという部分もあったであろう．しかし，資料を通してみると，それだけではなく，用水開削の利益を求める企業者としての面，利権について裁判で争う面も見て取れる．つまり，一概に道徳の教科書にでてくるような無私の人物と言い切ることはできない．まだ我々の知らないその他の面も今後資料によっては立ち現れてくることもあるだろう．そのような多面性を持ちながらも，今日西澤真蔵が枝下用水受益地域において水神として祀られていることは，非常に意味があることだと考えられる．

また，これまで「枝下用水＝西澤真蔵」という図式が構築されていたが，実際は前述のとおり，西澤単独で枝下用水ができたのではなく，いくつもの世代にわたっての多くの人々の動き，政治的な関係，思惑，時には衝突を繰り返しながら少しずつ今日的な枝下用水が作り上げられてきた．目を奪われがちな象徴としての西澤像の背後には，これまで述べてきたような諸点も見え隠れするのではないだろうか．

今後，資料調査や聞き取りを続ける中で，これまで西澤の影となって見えてこなかった部分に光が当てられ，単純に一地方の用水史ではなく，大きな時代のうねりのなかで編まれる地域の人々の歴史，そしてそこに寄り添うように構築されていく新たな用水史が見えてくるのではないだろうか．

注

1）西澤真蔵

本名，義賢．近江商人．

弘化元（1844）年，近江国愛智郡八木荘村野野目（現滋賀県愛知郡愛荘町）に生誕．生家は野野目を本拠として麻布問屋を営み，綿布の販売にもあたる商家．義賢の代には大阪に出て店舗を設け，販路を拡大し，長崎にも支店を持った．企業家として活躍し，大阪銀行の創設発起人やサンフランシスコの輸入販売などで成功をおさめた．三河にも綿布仕入先として縁があったとされる．明治30（1897）年3月1日没．死後，枝下用水受益者たちによって水神とされ，各地域において開催される西澤講の祭祀対象となる．

西澤講については，逵志保（2012）農業用水における開削者祭祀―枝下用水と西澤真蔵―．矢作川研究，16：27-40に詳しい．

2）枝下川神社

所在地　豊田市平戸橋町波岩86-8. 祭神, 大水上祖神, 西澤真蔵命

3）鳥山牛之助精元

元和3（1617）年生まれ．遊水地，矢作川の堤防（曲尺手・精元堤）の功績があり，挙母地方養蚕の祖として三河地方各市史に掲載されている．喜多町にある浄久寺に木像，金谷本町には西澤真蔵とともに祀られている掛軸がある．溜池の前身としての治水作業を多くした．その後，越後国高田の越後代官に転身．宝暦4（1707）年没．91歳．法名，大栄．墓，江戸小石川龍閑寺．（豊田市教育委員会，豊田市史編さん委員会 1993復刊を参照した）

4）都築弥厚

明和2（1765）年，碧海郡和泉村本郷で生まれる．父は也更．家は豪農であり，酒屋としても西三河随一の醸造高であった．文化9（1812）年，根崎役場へ代官として出仕をはじめる．

用水開削に奔走し，天保4（1833）年許可が出るものの，病を得て同年没．（明治用水史誌編纂委員会 1984を参照した）

5）岡本兵松

明治時代の開拓者．

文政4（1821）年8月5日生まれ．毎年旱魃の害をうけていた愛知県安城村をすくうため，伊予田与八郎らとともに，石井新田に水路を開削．明治13（1880）年明治用水を完成させた．明治31（1898）年10月6日死

去．78歳．三河出身．（上田ほか　2001）

6）伊予田與八郎

幕末-明治時代の治水家．

文政5（1822）年4月8日生まれ．養家は三河上野手永(愛知県岡崎市･豊田市)の代々の大庄屋．幕末に碧海･加茂一帯を開発するために矢作川からの分水を計画．維新後岡本兵松とともにその実現をはかり，明治12（1879）年着工．翌年完成させ，明治用水と命名された．明治28（1895）年2月27日死去．74歳．本姓は清水．（上田ほか　2001）

7）花本村の水谷清蔵，大岩惣十，大岩惣六，大岩五六，安藤与重，越戸村の塚田兼吉，藤井東四郎の7人

『豊田市史』人物編ではこれに水谷新蔵，吉橋丈太郎が加わり9人，『西加茂郡誌』（愛知県西加茂郡教育会，1926）では七人組は出てこない．また，『花本の歴史』（花本の歴史を調べる会　1986）では，この7名にくわえて越戸村戸長吉橋伝平の息子丈太郎が計画推進に努力を払っていたとされる．枝下川神社南に現存する「旧枝下用水沿革碑」でも同様の8人の名前が挙げられている．

「三河枝下用水起源」（『七州城沿革小史　続編』〈『三河挙母七州城沿革史』《渡邊善次　1925》に所収〉）では，明治9（1876）年2月に西加茂郡猿投村大字花本の大岩閑湖・大岩惣六・大岩惣十・安藤與十・水谷清蔵，大字越戸の塚田兼吉，藤井東四郎が発起して関係地図面を調整し各町村へ呼びかけ賛同を得たため，水谷と藤井が上京し勧農局へ上申，翌年6月21日オランダ技師や内務属官らが来て実地検分をしたが，激流かつ難所であるため莫大な工事費をかけても完成しないとして立ち去ったということが記されている．

8）渋沢栄一

明治-大正時代の実業家．

天保11（1840）年2月13日生まれ．渋沢敬三の祖父．生家は武蔵榛沢郡(埼玉県)の名主．一橋家につかえ，幕臣となる．慶応3年徳川昭武にしたがって渡欧し，西洋の近代産業や財政制度を見聞．維新後，大蔵省にはいり，財政・金融制度などを立案．明治6（1873）年退官後，第一国立銀行のほか，王子製紙，大阪紡績などの設立に関与．引退後は社会事業につくした．昭和6（1931）年11月11日死去．92歳．号は青淵．著作に「徳川慶喜公伝」など．（上田ほか　2001）

9）原兵一郎（名古屋），阪松三郎（名古屋），横井善右衛門（名古屋），原兵吉（東京日本橋区），石塚甚吉（名古屋），西脇仙助（名古屋），服部増蔵（名古屋），大野勘逸（丹羽郡）の8名．

10）「西枝下村地内矢作川通ヨリ新規用水路開鑿工事施行方法書」として，愛知県令である国貞廉平に対して，碧海郡長　市川一貫・西加茂郡長　田中正幅を通して提出された．三河国西加茂郡西枝下村地主総代三宅長平・三宅平十・戸長　三宅作治郎，　同郡御船村地主惣代白山三吉・澤田勘平・戸長　澤田勘七，同郡四郷村山田彦七・地主惣代　浦野源吉・戸長　杉浦勘七，同郡下林村地主惣代二人・右村戸長　鈴村利八，同郡梅ヶ坪村地主惣代二人，戸長　新見圭治郎，同郡挙母村地主惣代二人・戸長　川西分八，同郡本村地主惣代三人・戸長　大岩五六，同郡下市場村地主惣代二人，戸長　日高鉄次郎・同郡金谷村地主惣代二人，戸長　川原兼次郎，同郡西山室村地主惣代一人・戸長　磯谷重五郎，同郡越戸村地主惣代一人，戸長代理　吉橋丈太郎，同郡土橋村地主惣代二人・戸長　須藤松五郎，同郡長興寺村地主惣代二人・戸長　佐野藤七郎，碧海郡大林村地主惣代二人・村戸長　板倉太一郎，同郡渡刈村地主惣代二人・戸長　深津惣太郎，同郡鴛鴨村地主惣代二人・戸長　清水重蔵，同郡永覚新郷地主惣代二人・戸長　岡田十吉，同郡上野村地主惣代二人・戸長　永田辰蔵，和会村地主惣代二人・戸長　山田藤九郎，同郡竹村地主惣代二人・戸長　太田作造，同郡西田新郷地主惣代二人･戸長　近藤小市の名前が見える．

11）牛枠

牛・枠類は透過水制工の一種で，わが国で古くから用いられてきた伝統的河川工法の1つで，主に急流河川で用いられる．牛（牛枠）は，2本の合掌木に棟木を斜めにのせ，合掌木の足を梁木で連結し，四面体の枠をつくり，中に大玉石や蛇篭などを詰めて沈めたものである．牛枠の合掌木を聖牛（せいぎゅう，ひじりうし）とよぶ．そのほかにも，笈牛，尺杵，棚牛，鳥脚などと呼ばれる．（高橋ほか　2006：「牛」の項）

12）時田光介

幕末-明治時代の武士，実業家．

天保7（1836）年6月生まれ．長門(山口県)府中藩士．転家から井上家をつぎ，のち時田と改姓．寺社奉行などを歴任．坂本竜馬らと薩長同盟の実現につとめる．維新後は山口県官吏をへて，炭坑経営，水路開削，原野開発にあたった．大正5（1916）年5月12日死去．81歳．名はのちに少輔．名古屋に居を構え，自宅に三河疏水事務所を開いて枝下用水開削にかかわった．のちに用水にかかわる土地の権利をめぐって西澤ともめ，裁判となっている．この裁判にかかわり，本文中にあ

る「名古屋の収賄疑獄」が起きている．（上田ほか 2001を参照した）

13) 大倉直一郎

資料によっては直市郎とも．表記は各資料の記述に準じた．

14) 勝間田稔

幕末-明治時代の武士，官僚．

天保13（1843）年12月生まれ．周防山口藩士．戊辰戦争では越後新発田本営の軍監をつとめる．維新後，山口県大属などをへて内務権大書記官となる．明治16（1883）年から警保局長などを兼務したのち，愛知，愛媛，宮城，新潟の県知事を歴任．明治39（1906）年1月30日死去．65歳．幼名百太郎．（上田ほか 2001を参照した）

15）西澤以外が手を引いたとはいうものの，権利の上では完全に決別したわけではないようである．牛枠に関する訴訟の際に提出された資料には，権利の譲渡についての記述が見られる．それによると，明治22(1889)年1月25日，坂上有三の権利を，明治24（1891）年1月29日，村松嘉兵衛の権利を無償で，明治27（1894）年5月7日には，時田光介の権利，芝本元の権利を譲受けたとしている．

つまり，権利に関していうと，明治27年の時点から西澤真蔵は疏水事業に対して本当にひとりで取り組むこととなったといえる．

16）『扶桑新聞』

『扶桑新聞』は『東海新聞』『愛知日報』『名古屋絵入新聞』が合併して明治20（1887）年に創刊された．大正4（1915）年『名古屋毎日新聞』と改題．のちに『名古屋新聞』，『新愛知』と合併し現在の『中日新聞』となる．

17）今井磯一郎

天保12（1841）年1月，太田新蔵（新兵衛）の四男として加茂郡仁王村(今の坂上町)に誕生．明治3(1870)年に加茂郡平井村百々，今井荷六の婿養子となり，肥料商を業とした．明治13（1880）年に愛知県会議員，明治23（1890）年には初の衆議院議員選挙で当選し，明治31（1898）年まで中央政界で活躍した．明治31（1898）年没．（枝下用水120年史編集委員会 2010）

18）西澤を説き伏せて参画を促したという内容はあるが，どのようにして西澤真蔵にたどり着いたかという経緯については，現在のところ資料が見当たらないため，明らかではない．

19）豊田土地改良区

通称，水土里ネット豊田．平成18（2006）年4月1日，上郷用悪水・広美・豊田西部・高岡・逢妻・猿投・枝下用水・高橋・豊田北部・松平・豊田南部の11の土地改良区が新設合併をして設立．

20）鈴木三四郎

安政4（1857）年5月13日，碧海郡竹村に生まれる．村役場の吏員，郡会議員を勤める．後に西澤真蔵と知り合い，枝下用水開削事業に尽くす．明治22（1889）年，暴風雨により明治用水・枝下用水の取入口が決壊し，枝下用水工事は県の直営をやめ，西澤真蔵，時田光介に委嘱．三四郎は枝下用水事務所会計長となり，西澤真蔵の片腕として資金の調達や工事費の支払延期などの交渉や用水開削の工事や配水について各村々との応接にあたった．しかし用水の災害が起こるたび，工事に対し農民が反感を持つようになり，竹やり等で迫害をうけ，名古屋に避難したこともあったという．枝下用水事業は西澤真蔵の死後，度重なる水害等により西澤家の手から離れることになるが，三四郎自身も西澤と同じく工事に家財を使い果たし，大正元（1912）年12月4日，享年57歳で没した．（枝下用水120年史編集委員会 2010）

21）愛知県公文書館蔵『雑事回議留』（愛知県土木課 1890）には，明治23（1890）年7月29日付の立案書として，同月28日に愛知県知事岩村高俊に対して提出された「枝下用水竣工式執行届」が収められている．内容としては，枝下用水路開削工事落成のため，8月3日に西加茂郡上郷村大字越戸で竣工式を執り行うという，西澤と時田の連名での届出書である．

22）内藤魯一

明治時代の自由民権運動家，政治家．

弘化3（1846）年10月6日生まれ．陸奥福島藩家老の子．維新後，藩主の移封で三河(愛知県)重原にうつり藩大参事となる．明治12（1879）年三河交親社を結成，民権運動をすすめた．自由党幹事，有一館館長をつとめ，19（1886）年加波山事件で入獄．38（1905）年衆議院議員(当選2回，政友会)．明治44（1911）年6月29日死去．66歳．号は萩平，参河山人．明治15（1882）年，岐阜で遊説中の板垣退助が暴漢に襲われた際に，身を挺して救った人物として知られる．『東海日々新聞』の発行にも携わっていた．同新聞の記事に関して，明治35（1902）年に，枝下用水起業者であった河村隆実から河村を擁護する新聞報道に対しての礼状を受け取っている．（上田ほか 2001を参照した）

23）西枝下－挙母間を走る枝下用水水路.

24）挙母－上郷間を走る枝下用水水路.

25）この動きの中で現れるのが，須賀鎌五郎（1855-1914）である．土橋地区の人間である彼は，西澤真蔵に対し自分の田にも水を引くことを望み，明治25（1892）年8月25日付で「溜池床地売買契約取替約定証」を取り交わしている．曾孫の話によれば，水を引くのにお金がかかるということで地元住民は最初は歓迎しなかったが，須賀が田に用水を引いたことによる収穫の増加を目の当たりにした地元農民は自分たちも水を引きたいと県に申し出，最終的に須賀の引いた用水を使うことになったという．土橋八幡社には「須賀鎌五郎君頌之碑」があるが，これによると，村会議員，郡会議員，枝下用水組合会議員などの要職を歴任，県下政党の重鎮でもあり，土橋に南北街道を貫通させたという．また，明治25（1892）年2月11日，全国遊説中の板垣退助を歓待したことについての礼状が板垣から贈られている（枝下用水120年史編集委員会　2011）.

26）この時の震災臨時土木課本部長であった柳本直太郎より，所属土木官区事務所を経由して本庁に出願していた西枝下用水配水願について，今後許否の処分等全てを碧海両郡長へ委任するという文書が豊田土地改良区所蔵資料として現存している．これも，用水の経営が愛知県から地域へ譲渡されていく一端と見ることができるだろう.

27）挙母－吉原間を走る枝下用水水路.

28）挙母－駒場を走る枝下用水水路.

29）溜池

灌漑目的のために築造された貯水池のこと．主に土でつくられた貯水池（アースダム）が多い．わが国では古くから築造され，その数は約20万ヶ所といわれる．溜池の多くは，貯水量1000 ～ 10000㎥程度と小さな規模であり，現在も水田灌漑用として利用されている.（高橋ほか　2006）

30）たとえば，鈴村家文書に，明治24（1891）年に行われた上庄司溜池廃却・開墾に関する記録が「明治二四・二五年　上庄司溜池廃却・開墾」として『豊田史料叢書』鈴村家文書　中（豊田史料叢書刊行会，豊田市教育委員会　2003）に収録されている．その中にある「障子越夢の話語録」は関係する人々が多く登場し，会話文を含めた生き生きとしたやりとりが描かれている.

31）偕楽園

明治維新・廃藩置県後，紀伊和歌山藩主であった徳川茂承によって開墾された.

茂承の代理人として偕楽園長が西澤とやりとりをしており，これを見ると，明治25（1892）年時点では堀内信，明治27（1894）年時点では皆川礼二がその職務にあたっている.

徳川茂承

幕末-明治時代の大名，華族.

天保15（1844）年1月15日生まれ．伊予西条藩主松平頼学の7男．徳川慶福（のちの14代将軍家茂）の跡をつぎ，安政5（1858）年紀伊和歌山藩主徳川家14代となる．第2次幕長戦争では幕府軍の先鋒総督．津田出を登用して藩政改革を実施．のち侯爵，貴族院議員．明治39(1906)年8月20日死去．63歳．初名は頼久.（上田ほか　2001）

32）河村隆実

元治元（1864）年，讃州鵜足群東杉本村に生まれる．父　脇綾五郎，幼名を右馬太郎．明治16（1885）年上京．明治17（1884）年,河村家相続,河村と名乗る．明治18（1885）年，日高藤吉郎らとともに文武講習館（のちの成城学校）を創立．明治21（1888）年総武鉄道の敷設を計画．明治25（1892）年小澤武男爵と共に中小坂製鉄所を買い上げ，26（1893）年株式会社と為し，重役となる．のち，東京商業会議所会員となり，27（1894）年共伸会社創立，社長となる．その他多くの事業を行なった．日清戦争が起きた時，社用として朝鮮に赴き商況を視察し，上海・香港・台湾を通過して帰って来た．後に朝鮮・上海・香港・台湾に出張所をもうけ，総督部兵営の御用聞きとなる．明治30（1897）年，西澤真蔵の遺族より枝下用水の権利を買い取り，枝下疏水開墾株式会社を設立，枝下用水起業者となる．彼が用水の権利を保有している時期に，牛枠騒動により明治用水や県との裁判が起きている．この騒動が普通水利組合発足のきっかけとなるが，明治35（1902）年に成立した枝下用水普通水利組合が水利権を買い取るまで用水の権利を保持していた.（〈日本図書センター　1988〉・〈遠山　1907〉を参照した）

33）「旧枝下用水沿革碑」の碑文では，徳太郎が「羸弱」であったために事業を継承できず，河村に譲ったとしている．また，豊田土地改良区所蔵資料『枝下用水行政訴訟　原告急訴一件綴』に収録された資料によると，譲渡は明治30（1897）年12月24日，東京にて，公証人中沢文治をたてて行われた．譲渡時にかかわっ

たのは譲渡人である西澤徳太郎（14歳6ヶ月），徳太郎の養母，後見人西澤さだ（48歳5ヶ月），親戚保証人兼さだ代人であり，西澤真蔵の弟である長崎県士族呉服商西澤伊三郎（40歳8ヶ月），保証人として広島県平民雑業桐山可造（44歳），譲受人である河村隆實（34歳）のほか，立会人である士族会社員中根郁（48歳）であったが，全員ではなく，委任状を所持した代理人である西澤伊三郎，保証人桐山可造，河村隆実らが公証人の前に出頭して行われたようである．なお，桐山と河村は中沢と面識があったことも資料の中には見て取れる．また，譲渡に際しては，単純に三万円と権利をひきかえたというよりは，手付金を差し引いたり，用水事業を進める中での借金なども河村が請け負うなどの債務処理がかなりあったようである．

34）蛇籠

亀甲型の目に編んだ円筒形の籠に玉石または割り石を詰めたもの．護岸の法覆工や根固め工，水制工，護床工などに使われる．図に示すようにその形が蛇に似ていることから蛇籠と名づけられ，古くから河川工事に使われてきた．籠の長さは10m以下，径は45～90cm程度のものが多用されている．籠材は，かつては竹，柳，粗朶などが使われたが，亜鉛めっき鉄線が使用されるようになると，多様な形状の蛇籠がつくられるようになってきた．ＪＩＳでは本来の円筒形のほか，角形，パネル式角形，異形の4種類に分類される．角形は，高さ40～60cm，幅1～2m，長さ2～4mの直方体のもので，ふとん籠ともいわれる．

蛇籠は，地盤変化に追随する優れた屈とう性をもち，透過性があるので，湧水のある法面の押さえに適し，空隙が生物の生息に適し，運搬・貯蔵が容易で経済的である一方，摩耗・破断・腐食など耐久性が劣る．コンクリートブロックの普及にともない，利用範囲が次第に狭められつつあったが，自然環境の保全・回復を目指した天然素材への回帰や伝統工法の採用とともに蛇籠が見直されてきている．（高橋ほか　2006）

35）河川取締規則

愛知県において明治32（1899）年11月27日県令第87号として制定された規則．『愛知県公報』第681号に掲載された．河川法施行以外の河川における工作物の新築，改築，除却についての提出書類，また，そのような河川において影響の出る工事の出願必須，これに従わないものへの罰則を定め，さらに附則として，従来許可が出ている工作物や工事についても出願許可が必須とされている．

36）『新愛知』明治34（1901）年5月2日「枝下用水臨検の模様」には詳しく臨検の様子が記されている．この記事の時点で事件は「三河国枝下用水対県庁不当命令取消訴訟事件」と呼ばれていた．記事によると，4月26日に実地臨検のために行政裁判所評定官進十六が朝倉書記を従えて東京から来て，挙母町にあった澤屋旅館に宿泊し，翌日午前8時から枝下用水水源実地取調を行ったようである．その際に参加したのは，原告代理人高木豊三，原嘉道，濱地八郎，起業者河村隆実，中野鐵蔵，澤田虎一，従参加人として平野次郎，須賀鎌五郎等，さらに被告代理人深町参事官，上田技師，高橋五課長，神戸属，松井技師，従参加人として高坂碧海郡長，明治用水委員長杉浦源右衛門，西加茂郡長，証人荒木謙三，濱島豊，前田要造等であり，合計30人ほどの集団であった．また，当日は実地の様子を見ようとして，多くの両用水の受配者が集まったが，挙母警察署は愛知県特派の警部や額田，碧海，東加茂三郡からも巡査を召集し，警戒にあたっていたようである．

進十六

幕末-明治時代の武士，司法官．天保14（1844）年12月2日生まれ．長門萩藩士．藩校明倫館にまなび，有備館舎長となる．のち明倫兵学校で兵学を講義．戊辰戦争では会津攻撃に参加．維新後，名古屋地方裁判所長，行政裁判所評定官などをつとめた．昭和3（1928）年5月16日死去．86歳．通称は吉太郎，美禰介．号は竜城．（上田ほか　2001）

37）『新愛知』

明治21（1888）年創刊の新聞．昭和17（1946）年4月『名古屋毎日新聞』と合併，さらに同年9月『名古屋新聞』と合併し『中部日本新聞』となり，その後『中日新聞』に誌名変更をして現在に至る．

38）明治用水と枝下用水間の紛議や訴訟だけでなく，訴訟にかかわる県の参事官の上京など，紙面を3段以上使う記事もあれば，数行程度の短い記事もあり，それらが入り乱れながらも様々な記事が掲載された．

39）牛枠取払前後は連日のように報道がされ，水源地の現況，枝下用水側の動き，関係官吏，作業の様子，反対者への対策のための警察官の様子，取払いが終わったあとの枝下用水の様子等が克明に記されている．

40）明治34（1901）年7月19日に「名古屋の用水枠事件」として取り上げたことを皮切りに，22日～24日まで連日報道をしていた．延期を求める村民や郡長，代議士の動きや，対する県庁や警察の動きが簡潔にではあ

るが記録されている．

41)『枝下用水起業権譲受勧誘書』豊田土地改良区蔵
明治34(1901)年9月10日の浄久寺における集会から，明治35（1902）年3月30日付の碧海郡長からの質問文書までの枝下用水組合成立に関する報告書下書き・愛知県などからの文書・電報類がおさめられている．当時の西加茂郡長による報告書からは，行政の立場から見た枝下用水普通水利組合成立前後の人々の動きが読み取れる．

42)『枝下用水事件見聞記』愛知県図書館蔵
筆者・執筆年いずれも不詳だが，筆者は肥料や穀物類の商業をやっており，枝下用水側の人間である．元衆議院議員の今井磯一郎から聞いた「枝下用水事件」として，西澤の頃からの様々の騒動を記している．

43）喜楽亭
当時あった料理旅館．昭和42年廃業．昭和57（1982）年豊田市に寄贈され産業文化センター敷地内に移築．

44）浄久寺
寺号，本然山無量院浄久寺．浄土宗．永正7（1510）年創建．　所在地　豊田市喜多町3の1.（豊田市教育委員会，豊田市史編さん委員会　1978）

45）原田種澄
生没年不詳．本貫福岡県福岡士族．明治33（1900）年9月27日，愛知県警部から西加茂郡長となる．郡長として，河村隆実から枝下用水水利組合への起業権購入の為に奔走するが，反対派からの抗議はひどく，郡長辞職勧告案を出されたり，家に投げ文をされたりしており，『新愛知』でもしばしば記事になっている．これらも含めて，豊田土地改良区所蔵資料の『枝下用水起業権譲受勧誘書』に郡長の視点での組合設立の際の騒動について詳しい経緯などを書き残している．明治35（1902）年6月4日，岐阜県武儀郡長へと転任．

46）高坂景顕
生没年不詳．明治32年9月15日任愛知県西春日井郡長．明治33年9月27日任愛知県碧海郡長．枝下用水起業権購入の際に西加茂郡長とともに県知事の命で動いた．明治35年5月6日休職．

47）沖守固
幕末-明治時代の武士，官僚．
天保12（1841）年6月13日生まれ．沖一峨の長男．慶応4（1868）年因幡鳥取藩記録方応接方頭取，のち権大参事となる．明治4(1871)年，岩倉具視にしたがって欧米を視察．帰国後，外務少書記官，元老院議官，滋賀県・大阪府・愛知県などの知事を歴任．貴族院議員．男爵．大正元（1912）年10月8日死去．72歳．江戸出身．字は修齢．通称は探三.（上田ほか　2001）

48）陽龍寺
寺号，慈雲山陽龍寺．真宗大谷派．文禄元（1592）年創建．　所在地，豊田市樹木町4の48.（豊田市教育委員会，豊田市史編さん委員会　1978）

49）本多松三郎
文久2（1862）年2月18日，花本に生まれ，父祖からの家業を継承して糀造りに従事．かたわら，村会議員・学務委員・村長などの要職を歴任，明治24(1891)年県会議員に当選，明治30～40年代に郡会議員として地方行政発展に貢献．明治39（1906）年5月の郡立農学校が花本に出来たことにも尽力．大正3（1914）年9月，尾三自動車株式会社を組織．昭和16（1941）年2月11日，没．79歳.（豊田市役所　1987復刻）

50）神谷孫次郎
郡参事会員，助役三期．万延元（1860）年3月5日，加茂郡挙母町樹木に生まれる．明治11（1878）年，根川学校の教員（助教），22（1889）年，市制町村制の施行にあたり行われた挙母村会議員に当選．24（1891）年9月，上庄司溜池の廃却をめぐって他の議員とともに辞職．29年，再び選ばれ町会議員となる．郡会議員在職時，碧海郡連絡の高岡線道路問題が起こるが，これに献身的な努力をしたことで，この道路は安城道路・神谷道路と呼ばれたという．明治38（1905）年戦時記念有限責任挙母信用購買販売利用組合を組織，初代組長となる．昭和15(1940)年9月29日没，80歳.（豊田市教育委員会，豊田市史編さん委員会　1993復刊）

51）村上忠浄
医者，県会議員．弘化4（1847）年，碧海郡堤村に生まれる．通称，正賢．
明治5（1872）年，父忠順とともに刈谷東境村の勤王の志士佐々木市兵衛事件に連座したかどで，額田県に召し取られて京に送られ，1年近く入牢する．明治7（1874）年，愛知県令に対し堤村において医術開業の願書を提出，父祖の業を継ぐ．同年，第七中学区内第八小学堤学校幹事試補を命じられる．38(1905)年，同校の教室不足のため，原田釟太郎・杉浦兼次郎とともに校舎一棟を寄付．明治30（1897）年，堤・若林・竹の三か村組合で高等小学校を設立，鼎高等小学校と命名，管理者となる．大正12（1923）年，没．（豊田市教育委員会，豊田市史編さん委員会　1993復刊）

52）中野鐵蔵
河村隆実の代理人として活動．枝下疏水株式会社の事

務所長として，対外交渉にあたっていた．

53)『愛知県公報』号外　893号　明治35（1902）年2月7日の告示による．

54）浦野錠平

衆議院議員．万延元（1860）年12月23日，四郷村に生まれる．幼少の頃，雲竜寺住職の筆弟となり，後四郷学校に学んだ．浦野家は織田信長の家臣，八草城主浦野源太郎将監の末裔であって，清酒醸造を業とした旧家として聞こえていた．若い頃から家業のかたわら，公共事業に尽力した．区長・村会議員・学務委員・地価修正委員・所得税調査委員などを歴任し，さらに上郷村長・猿投村長に就任．明治25（1892）年4月から県会議員に当選．27年10月に再選，県税賦課額調査委員,県道改修委員などに推された．明治31(1898)年衆議院議員に当選，35年まで議会で国政に参加した．一方で地方発展にも尽力し，教育や治水事業に功績があり，なかでも挙母から岐阜県明知町に至る中央道および矢作川西岸道路の開設に力を尽くした．他にも，高等学校誘致にも尽力し，額田銀行監査役を勤めた．明治42（1909）年3月25日，没．50歳．（豊田市役所　1987復刻）

55）大岩勇夫

国会議員，名古屋市長．慶応3（1876）年5月22日，加茂郡花本村に出生．青年の頃数年間，越戸学校助教として勤務，明治21（1888）年7月，上京して東京法学院に入学，法律学を専修．23（1890）年11月在学中に代言人試験に合格．24（1891）年法学院を卒業，東京代言人組合に加入，法律事務に従事．26（1893）年弁護士法が制定され，東京および秋田県大曲で弁護士の業務に従事．32（1899）年1月名古屋に転住，名古屋弁護士会に加入．43（1910）年4月，名古屋弁護士会副会長，44（1911）年には弁護士会長に就任，法曹界で活躍．一方で，32年9月，西加茂郡選出県会議員となり，地方自治に尽くす．43年10月には名古屋市市会議員に当選，昭和2（1927）年まで市政に尽力した．その中でも数度市会議長として市政の枢機に参画している．別に，大正2（1913）年には名古屋市選出の愛知県会議員，4（1914）年4月には愛知郡部選出の衆議院議員に当選．昭和2年8月1日，名古屋市長に就任，13（1938）年3月に退職，3期11（1936）年5ヶ月を勤めた．昭和23（1948）年11月，公選制による名古屋市教育委員に就任，27（1952）年10月まで勤めた．昭和30（1955）年7月7日，没．88歳．（豊田市役所　1987復刻）

56）草野半

挙母町長．嘉永4（1851）7月，挙母藩士草野三楽の長男に生まれる．明治2（1869）年10月，父の隠居により跡目を継ぐ．このとき藩政改革により，軍団寮が新設されるにおよび，少教授となり，挙母藩の常備兵の訓練と統率に当たった．明治27（1894）年頃には，西加茂郡書記として郡役所につとめていた．明治32（1899）年8月7日，挙母町長となり，36年2月に再選，町村合併で挙母町が統合される39（1906）年6月までの七年間にわたり，挙母町の発展に寄与した．町長辞任後は，挙母町長事務取扱者として県より任命された渡辺良策のもとで嘱託事務員として働く．他にも，33（1900）年，挙母町外一七か村南部戸籍吏組合会副会長，34（1901）年1月三河町村長会幹事に推薦，35（1902）年7月衆議院議員投票管理者，36（1903）年には挙母町是調査委員会の総理委員．大正10(1921)年10月6日没．70歳．（豊田市教育委員会，豊田市史編さん委員会　1993復刊）

57）41)『枝下用水事件見聞記』によると，その際上京した反対者として加藤寅吉（挙母町)・大岩安五郎（花本)・大岩勇夫・太田米松（竹村)・鈴木源吉・黒川伝四郎・伊藤兼之助・三宅庄六・島山惣七の名前があがっている．彼らの主張としては，昔から溜池があり，古田に水を引いていたが，15～6年前から枝下用水を作ったために，これまでの溜池を県に差出し，代わりに用水を使うようになったこと，原野を開墾すれば配水料をおさめてずっと使えるはずであり，修繕費を出していれば用水自体を買う必要がないのに，愛知県知事沖守固や碧海・西加茂の両郡長が周旋したために購入することになったこと，その負担金が人民にとっては耐え切れぬものであることであった．

引用文献

愛知県（1899・1902）愛知県公報681・号外893，愛知県，愛知．

愛知県西加茂郡教育会（1926）西加茂郡誌，愛知県西加茂郡教育会，愛知．

上田正昭，西澤潤一，平山郁夫，三浦朱門監修（2001）日本人名大辞典：238・411・419・504・925・987・1288・1295・1340・1435，講談社，東京．

枝下用水120年史編集委員会（2010）枝下用水日記―120年史編集― vol. 2/3：5/3，枝下用水120年史編集委員会，愛知．

枝下用水120年史編集委員会編（2011）矢作川資料研究第2集　枝下用水120年史資料集その1，6-31，豊田土地改良区・豊田市矢作川研究所，愛知.
高橋裕，岩屋隆夫，沖大幹，島谷幸宏，寶馨，玉井信行，野々村邦夫，藤吉素生（2006）川の百科事典：162・371・465，丸善株式会社，東京.
高橋雄豺（1969）明治年代の警保局長（一），警察学論集，22（4）：128-147.
遠山景澄編（1907）京浜実業家名鑑，233，京浜実業新報社，東京.
豊田市教育委員会，豊田市史編さん委員会（1978）豊田市史10（資料・民俗）：220・222，豊田市，愛知.
豊田市教育委員会，豊田市史編さん委員会（1987，1993復刊）豊田市史　人物編：390-391・404-405・552，豊田市，愛知.
豊田市役所（1968初版，1987復刻版）猿投町誌：560-561，臨川書店，京都.
豊田史料叢書刊行会（2003）豊田史料叢書　鈴村家文書　中，豊田市教育委員会，愛知.
日本図書センター（1988）明治人名辞典Ⅱ　上巻（底本：『日本現今人名辞典』（明治33年　日本現今人名辞典発行所編・刊）：かノ11，日本図書センター，東京.
花本の歴史を調べる会（1986）：89，花本の歴史，豊田市花本町，愛知.
扶桑新聞社（1893）扶桑新聞：12月27日・12月28日，扶桑新聞社，愛知.
扶桑新聞社（1894）扶桑新聞：1月6日，扶桑新聞社，愛知．明治用水史誌編纂委員会（1984）明治用水:78-156，明治用水土地改良区，愛知.
碧海郡教育会（1916）参河國碧海郡誌，碧海郡郡教育会，愛知.
渡邊善次（1925）三河挙母七州城沿革史：172-177・323-331，渡邊善次，愛知.

枝下用水120年史編集委員会：
〒470-0331　豊田市平戸橋町波岩83-1
豊田土地改良区水源管理事務所内